

令和7年度輸入元国転換等に向けた緊急支援事業に係る支援金の額について

輸入元国転換等に向けた緊急支援事業実施要領（令和7年12月16日付け7輸国第3504号・7新食第1988号農林水産省輸出・国際局長及び大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第4の1に基づき、品目所管部局庁長が別に定める支援金の額は、下記のとおりとする。

記

対象期間 : 令和9年1月1日から令和9年3月1日まで

支援金の額 : 14,729円／トン

以上

令和8年9月7日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
河 南 健